

平成28年第4回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆
副委員長 村川 みどり

- 1 **開催日** 平成28年12月27日（火曜日）
- 2 **開催場所** 第1委員会室
- 3 **審査案件**
- 議案第174号 青森市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第175号 契約の締結について
（市営住宅小柳第一団地E棟新築工事）
- 議案第180号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 諮問第29号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第30号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 請願第5号 青森市議会本会議場に国旗と青森市旗を掲揚することを求める請願

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	仲谷	良子
副委員長	村川	みどり	委員	大矢	保
委員	山脇	智	委員	赤木	長義
委員	奈良	祥孝	委員	花田	明仁
委員	小豆畑	緑			

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市民政策部長	福井正樹	総務部参事	荒内隆浩
市民政策部理事	相馬紳一郎	総務部参事	工藤哲也
市民政策部理事	舘田一弥	総務部参事	柿崎与光
総務部長	鈴木裕司	総務部参事	蝦名幸悦
総務部理事	加藤文男	総務部参事	上野聡
総務部理事	吉崎宏二	総務部参事	小笠原匠
財務部長	仁藤司史	財務部次長	横内修
浪岡事務所副所長	棟方牧人	財務部次長	三上正俊
会計管理者	小鹿継仁	財務部参事	川村敬貴
選挙管理委員会事務局長	福田康平	浪岡事務所参事	長谷川敬
監査委員事務局長	多田弘仁	副会計管理者	柿崎哲男
市民政策部参事	田中聡子	企画課長	菊池朋康
総務部参事	岸田耕司	財政課長	奥崎文昭
総務部参事	高西正彦	関係課長等	
総務部参事	山谷直大		

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	梅田喜次	議事調査課主査	石澤貴志
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	加藤典和
議事調査課長	齋藤賢剛		

○奈良岡隆委員長 ただいまから総務企画常任委員会を開会します。

まず案件に入る前に、本日は委員の改組後の初めての委員会ですので、理事者側から次長級以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

～～中略～～

○奈良岡隆委員長 それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件及び諮問2件並びに請願1件の計6件についてただいまから審査いたします。

初めに、議案第174号「青森市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第174号「青森市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の資料「青森市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例案の概要」をごらんください。

初めに、改正の経緯について御説明いたします。

本市では、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止し、もって市民の安全で安心な生活環境の保持に資することを目的に、平成25年4月に青森市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、これまで、適正に管理されていない空き家等の所有者等に対して指導等を行ってきたところであります。

一方、国においては、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月27日に公布し、平成27年5月26日に全面施行したところであります。

この特別措置法の概要といたしまして、1つに「国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等」、2つに「空家等についての情報収集」、3つに「空家等及びその跡地の活用」、4つに「特定空家等に対する措置」、5つに「財政上の措置及び税制上の措置等」を規定しております。

資料2ページをごらんください。

同法の施行によりまして、本市の空き家等の管理につきましては、同法の規定を基準とし、条例を整理するに当たり、現行条例で規定しております情報提供や緊急安全措置などの規定については、同法で不足する部分を補完する規定として残すこととし、その他、同法と同様の規定は削除するものです。

資料3ページをごらんください。

条例の改正概要ですが、初めに、同法と同様の規定により条例から削除す

る規定につきましては、条例第5条に規定する空き家等に関する情報提供を受けたときに行う実態調査、実態調査を行う場合における立入調査及び立入調査に伴う身分証明証の携帯と提示。第7条に規定する管理が行き届いていない空き家等の所有者等に対し必要な措置を講ずるための指導。第8条に規定する空き家等の適切な管理を行わない者への勧告。第9条に規定する勧告に従わない者への措置命令。第11条に規定する措置命令に従わない者への代執行及び第10条に規定する命令を受けた者が、正当な理由なく命令に従わない場合における氏名等の公表となっております。これらについて、削除するものであります。

資料5ページをごらんください。

次に、その他所要の改正であります。条例第1条に規定する目的については、法の目的に包含された内容となっておりますことから、法に定めるもののほか、本条例で必要な事項を定める趣旨規定に改めるものです。

また、条例第3条各号においては、著しい老朽化などにより、建築物等が倒壊または飛散している状態など、適正に管理されていない空き家等の状態について7項目規定しておりましたが、これらの規定の意義は法に規定されている内容に包含されますことから削除し、その他用語の定義や表記の整理を行う内容となっております。

次に、法に規定していない内容として、市民からの空き家等に関する情報提供、危険回避のための緊急安全措置や警察・消防などの関係機関との連携など法律に定めのない内容につきましては、本市の独自規定として、これまでと同様に条例に定めることとしております。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第174号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第175号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地E棟新築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 175 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地E棟新築工事）」について御説明申し上げます。

本工事は、平成 28 年第 3 回定例会、議案第 145 号「契約の締結について」において、契約の相手方を、相互・青建特定建設工事共同企業体、契約金額を 15 億 1214 万 6880 円として契約を締結しようとしたものでありますが、総務企画常任委員会での継続審査中に同共同企業体から、保証会社及び金融機関等の契約保証が受けられないとの理由により、契約辞退届が提出されましたことから、定例会閉会日に議会に対して議案の撤回を求め、同日承認されたところであり、その後の対応につきましては、速やかに再度の入札手続を進めることとしておりました。

再度の入札を執行するに当たりましては、前回の入札の落札者が決定した時点において、その予定価格や入札参加者それぞれの入札金額が公表されておりますことから、公正な競争を確保するため、設計内容を見直しし、新たな予定価格を設定することといたしました。

なお工期につきましては、工事着手が 3 カ月ほどおくれるものの、工事全体に影響を及ぼさないよう平成 30 年 3 月 28 日までとしたところであります。

工事の概要を御説明いたします。お手元の資料の 1 枚目をごらんください。まず構造につきましては、住宅棟が鉄筋コンクリート造 9 階建て一部 6 階建て、駐輪場が鉄筋コンクリート造平家建て、ごみ置場が軽量鉄骨造平家建て、延べ床面積につきましては、住宅棟が 8891.40 平方メートル、駐輪場が 313.50 平方メートル、ごみ置場が 22.92 平方メートルとなっており、戸数は 128 戸を予定しており、前回と増減はありません。

資料の 2 枚目は外観透視図、3 枚目は平面図、4 枚目は間取図であります。

また、設計内容の見直しといたしまして、住宅棟周囲の一部への花壇の設置や 1 階共用ホールへの休憩用ベンチの設置を追加しております。

平成 28 年 11 月 11 日に一般競争入札を執行した結果、資料の 5 枚目、入札執行票に記載のとおり、予定価格内で落札されましたことから、阿部重・丸喜齋藤・西田特定建設工事共同企業体と 19 億 1160 万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 175 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 180 号「青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 議案第 180 号「青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料 1 「青森県市町村総合事務組合同規約変更について」をごらんください。

青森県市町村総合事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するために地方自治法第 284 条の規定に基づいて設置された一部事務組合でありまして、現在、9 市、30 町村、26 一部事務組合、3 広域連合の計 68 団体が加入し、11 項目の事務を共同処理しております。

本市は、そのうちの市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成 26 年第 4 回定例会において御議決をいただき、平成 27 年 4 月 1 日付で、同組合内組織である青森県市町村税滞納整理機構に加入いたしました。

このたび、平成 29 年 4 月 1 日から、むつ市を同機構へ加入させるため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、平成 28 年 10 月 19 日付で、青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、構成団体となっております本市に協議の依頼がありました。

資料 2 「青森県市町村総合事務組合同規約 新旧対照表」をごらんください。むつ市の青森県市町村税滞納整理機構への加入に当たり、別表第二の組合市町村等へむつ市を加えることとなるものであります。

地方自治法第 290 条の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の加入、脱退による数の増減につきましては、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされておりますことから、本件につきましては、平成 28 年第 4 回市議会定例会に提案するものであります。

以上、議案第 180 号「青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますよう、お願いをいたします。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 私たちは青森県市町村税滞納整理機構に関してはもともと反対の立場なので、それに関連して幾つか質問したいと思います。

今回むつ市が入ることに関してはしようがないことなので、議案に対して

は反対するものではないんですけれども、同機構について幾つか確認させてください。

まず、現在加入している市町村が 37 あるんですけれども、加入する市町村があれば毎回議決が必要になるんですか。

○奈良岡隆委員長 財務部長。

○仁藤司史財務部長 お答えいたします。

先ほども申し上げたように、一部事務組合の構成市町村の変更、加入、脱退の場合には、地方自治法上、議決が必要とされておりますので、別表第二に記載の組合市町村等に変更がある場合には、毎回各構成市町村の議決をいただくこととなります。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 仮に加入に反対する構成市町村があった場合はどうなるんですか。

○奈良岡隆委員長 財務部長。

○仁藤司史財務部長 規約の変更には構成市町村全ての議決が必要となりますので、加入に反対する市町村がある場合には認められないこととなります。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。

もう 1 点聞きたいんですけれども、滞納整理の移管をするのに 1 件当たり 1000 円かかるということなんですけれども、移管した件数と税額はどうなっていますか。

○奈良岡隆委員長 財務部長。

○仁藤司史財務部長 本市は平成 27 年度から加入しておりますので、平成 27 年度の実績を答えさせていただきます。

移管の件数は 69 件で、金額は 1553 万 3847 円であります。その回収実績がありますが、合計 403 万 4619 円となっており、収入率としては 26%という状況であります。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 思ったより収入率が余りよくないと思ったことと、私たちはもともと強制的に徴収する懸念があるということで、同機構に反対してきたんですけれども、本市の場合、差し押さえや強制執行の実績はあるんですか。

○奈良岡隆委員長 財務部長。

○仁藤司史財務部長 まず済みません、収入率の関係で申し上げますが、平成 26 年度の本市加入前の同機構全体の収入率が 14.5%であり、本市の平成 27 年度の収入率 26%は、その中でも少し高めの数字となっております。

それから強制執行、いわゆる差し押さえ等の関係でありますけれども、平

成 27 年度に関してはそういったことはなかったと承知しております。

○奈良岡隆委員長 川村財務部参事。

○川村敬貴財務部参事 申しわけありません。差し押さえの件数自体、今、手元に資料がありませんので、後ほど報告させていただきます。

〔村川みどり委員「あるということですね」と呼ぶ〕

○川村敬貴財務部参事 はい。差し押さえだけではなくて、差し押さへの通知をしますけれども、その際に分納の申し出があれば分納を認める対応をさせていただくことを、まずは基本とさせていただいていました。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今回はむつ市が入ることの改正なので、議案に対しては、反対はしません。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 村川委員にお聞きしますけれども、今の意見は反対意見ですか。

○村川みどり委員 いえ、反対はしません。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありますか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 180 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 29 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」及び諮問第 30 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の計 2 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

両諮問の内容及び両諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 諮問第 29 号及び諮問第 30 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の 2 件につきましては、内容に関連がありますので、まとめて御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料 1 「審査請求に係る諮問事案の概要」をごらんください。

初めに、本件事案に係る審査請求につきましては、下水道使用料に係る督促処分に対してなされたものであり、当該処分を行った処分庁は、公営企業

管理者企業局長となっております。

審査請求の経過でありますけれども、当該処分に対する審査請求についての経過は、諮問第 29 号の事案に係る平成 28 年 2 月分の下水道使用料及び諮問第 30 号の事案に係る平成 28 年 3 月日割分、この日割というのは 2 月 20 日から 3 月 11 日までの分ですけれども、これらの下水道使用料について、審査請求人に送付した納入通知書に記載の納入期限までに当該使用料が納入されなかったことから、企業局長が、青森市下水道条例第 30 条の 2 の規定に基づきまして、平成 28 年 4 月 18 日付で下水道使用料に係る督促状を審査請求人に送付したところ、当該処分を不服とし、その取り消しを求める審査請求書が平成 28 年 5 月 2 日付で提出されたものであります。

審査請求の主な理由といたしましては、下水道使用料に係る督促状の発行には経費がかかっているにもかかわらず、企業局長は青森市下水道条例には下水道使用料に係る督促手数料を徴収しないと書かれているから徴収しないと主張しているが、手数料について徴収しないということは、実費徴収を原則とする下水道使用料督促手数料の考え方に反し違法、不当であるので、その取り消しを求めるというものであります。

次に、資料 2 「審査請求に係る審査庁である市長の見解等」をごらんください。

処分庁から提出された弁明書では、本件督促状による処分は、地方自治法第 231 条の 3 及び青森市下水道条例第 30 条の 2 の規定を踏まえて行った処分であり、何ら違法または不当な点は存在しない旨の主張がなされております。

次に、審理員による審査結果であります。

これら双方の主張を踏まえまして、一連の審理手続を行った結果、今回審理員から提出された審理員意見書では、本件事案に係る処分について、審査請求人は、下水道使用料に係る督促手数料を徴収しないことは、実費徴収を原則とする下水道使用料督促手数料の考え方に反し違法、不当であると主張しているが、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されているため、督促手数料を徴収するか否かは、当該普通地方公共団体の裁量に委ねられており、青森市下水道条例第 30 条の 2 第 3 項では督促手数料を徴収しない旨規定していることから、本件督促状による処分の取り消しを求める理由としては採用することはできない。

また、審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件督促状による処分の取り消しを求める理由としては採用することはできないとし

ており、結論として、本件審査請求は棄却されるべきであるとの意見が示されております。

審査庁である市長の見解であります。

当該審理結果を受けまして、審査庁において、審理員から提出された審理員意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認したところ、審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点などは認められず、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであります。

したがいまして、審査庁といたしましては、審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、当該審査請求については棄却すべきものと考えております。

なお、本件事案についての参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録を配付させていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑・御意見等ありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 ちょっとわからないので教えてください。そもそも論で申しわけないですけども、下水道条例ではどうして督促手数料は徴収しないと規定しているんですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 先般の一部改正で徴収しないという改正を行った経緯があります。そのときの改正理由……。

○奈良岡隆委員長 岸田総務部参事。

○岸田耕司総務部参事 総務課の岸田です。知っている範囲の中でお答えさせていただきます。

下水道の督促手数料は、これまでもずっと徴収していなかったものです。都市計画法上の下水道については、国の見解を見てみたときに、延滞金等とのからみもあって、督促手数料については徴収しないほうが好ましいとの見解も一方でありました。

それらも踏まえて、これまでも取っていなかったんですが、きちんと条例の中で明記したほうがいいと、そういう誤解を生むことは好ましくないということで、昨年度、改めて下水道条例の中で規定したということになります。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 実際に督促状を発行すれば、絶対経費はかかりますよね。それはどこで賄っているのですか、教えてください。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 実際経費はかかりますけれども、経費の会計区分とし

ては、下水道事業特別会計になるものと思います。

○奈良岡隆委員長 岸田総務部参事。

○岸田耕司総務部参事 済みません。補足させていただきます。今、お手元の資料の中に、口頭意見陳述聴取結果記録書があると思いますが、その中の34ページの中ほどに、質疑のやり取りがあります。

中ほどに、審査請求人と審理員とのやり取りです。「督促手数料の経費について、水道部は1円残らず下水道サイドに請求しているのか、ということでございますか」という審理員に対して、その担当主幹が、「下水道使用料の徴収に係る経費について、督促に係る経費も含めて、一定のルールというか、ルールの下で算定した額を下水道会計の方に請求はしておりますが、その額が満額もらえていない」けれども、一部は委託という形で下水道のほうで拠出していると。満額はもらえていないけれどもという話がこの中では載っております。会計間の話ですね。

〔奈良祥孝委員「ということは」と呼ぶ〕

○奈良岡隆委員長 岸田総務部参事。

○岸田耕司総務部参事 徴収委託料の部分について……。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 委託料ではなくて、督促に係る経費がどこから出ているのかということです。

○奈良岡隆委員長 岸田総務部参事。

○岸田耕司総務部参事 下水道分の見合いについての成田課長のところをごらんいただきますと、下水道の徴収委託料として下水道の徴収見合い分を下水道事業特別会計が負担するということになるかと説明しております。

これによりますと、徴収に係る督促状を発行する経費については、下水道事業特別会計が負担しているということが読み取れるということになるかと思えます。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 下水道事業特別会計。いや、いいんだ。法律上このようになっているから、そうなっているということだと思ふ。これは理論上の話。そうすると、私は下水道使用料を滞納していないけれども、私が払った下水道使用料からも督促状を発行する経費に回っているということですか。確認です。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 済みません。資料34ページの最後の行ですけれども、「全ての経費、下水道に係る部分についても、というか、水道も下水道も同時に発送することになりますので、それらの経費についても業務費で支出する」という部分で、その見合い分を下水道のほうから頂戴している、満額で

はないにしろ徴収委託料として徴収しているということの整理であります。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 そうすると、下水道と上水道と一緒に督促状を出しているから、督促手数料 70 円のうちの半分、35 円を上水道から出している。すると下水道から 35 円負担することになるでしょう。

私は滞納していないけれども、私の納めている下水道使用料からも、1 円未満のお金でも 1 銭とか 2 銭くらいは督促手数料に回るといえることですか。

(「そうです」と呼ぶ者あり) その理論を言っているのですよ。法的な云々ではなくて、理論上そういうことかと確認しているのです。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 いわゆる下水道事業特別会計からの支出ということになりますので、理屈とすればそうなると思います。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それでも、要は地方自治法と下水道条例からすると確かにそうです。法的に読んでいけば徴収しないことになっているから別にいいんだけれども、実際出ているということは、私の納めている下水道使用料からも督促手数料にお金が回っているという理解でいいんですね。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 はい。そのとおりであります。手数料等についての地方自治法の規定というのは、条例で定めるところにより徴収することができるという、義務ではなくてできるという規定です。その際に、手数料について徴収するかどうかについて、仮に徴収しないという判断をした場合には、条例が制定されませんので、会計間のやりくりというか、つじつまの合わせ方はしなければならぬとは思いますが、全般として手数料は徴収しないという判断を青森市としてはしているところであります。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 法律だからいいんです。法的にはそうだけれども、簡単に言うと、滞納していない人の納めているお金から、滞納の督促手数料に回っているということは認めるわけですね。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 はい。理屈からするとそうなると思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

各委員から、両諮問について御意見を伺いたいと思います。御意見のある委員は、発言をお願いいたします。山脇委員。

○山脇智委員 ただいま、総務部長の説明を受けて、今、奈良委員の質疑の

やりとりもお聞きした限り、市の督促処分は適正に行われており、本件は棄却するべきだと私は思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、両諮問に対してどのように意見を述べるのか、確認したいと思います。

まず、両諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することによってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、後日改めて委員会を開催し、作成した答申書（案）の内容を確認することによってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、本委員会の開催を、来年1月6日午前9時から開催することによってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 1月6日の午前9時から開催となります。

それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第29号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」及び諮問第30号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の計2件を一括してお諮りしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第29号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」及び諮問第30号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の計2件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第29号及び諮問第30号の計2件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第29号及び諮問第30号の計2件について、市の見解は棄却することが適当とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第 29 号及び諮問第 30 号の計 2 件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

次に、請願第 5 号「青森市議会本会議場に国旗と青森市旗を掲揚することを求める請願」を議題といたします。

本請願に対する議会事務局の意見等を求めます。議会事務局長。

○梅田喜次議会事務局長 請願第 5 号「青森市議会本会議場に国旗と青森市旗を掲揚することを求める請願」について御説明いたします。

本請願で求めている内容につきましては、議会内部のことであり、議員の皆様のご合意形成を踏まえて判断すべき事項でありますことから、議会事務局から特段意見などはありませんが、審査の参考にしていただくため、この件に関して、議会内で協議してきた経緯や他都市の状況について御説明させていただきます。

初めに、これまでの経緯ですが、当青森市議会では、議会運営を初め、議会内の諸課題を改善すべく、各会派及び無所属議員から「議会運営等に係る改善事項」を提出いただき、主に議会運営委員会におきまして協議・検討を進めてきたところであります。

本請願の請願事項である青森市議会の本会議場に国旗と青森市旗を掲揚することにつきましても、これまでも議会運営委員会におきまして、掲揚場所を議場と限定しないまでも協議がなされております。

その経過をまとめた資料 1 「国旗及び市旗に関する協議経過」をごらんいただきたいと思っております。

平成 13 年に提出された「議事堂・議長室へ国旗市旗を掲揚すること」につきましては、同年の 11 月 9 日に全会一致で今回は、協議事項として取り扱わないことと決定されております。

平成 14 年市議会議員改選後の平成 14 年及び平成 15 年には、改善事項として提出されたものの、協議が行われず、また、平成 16 年の中途改組後は改善事項の協議そのものが行われませんでした。

平成 18 年市議会議員改選後の平成 19 年 1 月には、「議事堂に国旗、市旗を掲揚する」との改善事項が提出され、他都市に関する調査も行い、協議することといたしました。また、平成 20 年の中途改組後も、協議の参考とするため引き続き他都市の調査を行い協議しましたが、各会派の意見が分かれたことから、結論が出ないまま市議会議員の任期満了を迎え、改選後の議会運営委員会に引き継ぐことといたしました。

平成 22 年市議会議員改選後の平成 23 年 6 月には、「議場内に国旗及び市旗を掲揚すること」と「議場内に国旗及び市旗を掲揚しないこと」との相反す

る改善事項が提出されましたが、具体的な協議がなされないままに議会運営委員会委員の任期満了を迎えております。

また、平成 24 年の中途改組後も同様に、国旗及び市旗の掲揚をめぐる相反する改善事項が提出されましたが、具体的な協議には至っておりませんでした。

その後、平成 25 年第 4 回定例会におきまして、市民の方から「青森市議会本会議場に国旗と青森市旗を掲揚することを求める請願」が提出されたことから、本委員会に付託の上、審査したところ、不採択とすべきものと決し、本会議における採決におきましても不採択と決しております。

この結果を受けまして、平成 26 年 4 月に開催された議会運営委員会において、議場内に国旗及び市旗を掲揚することと掲揚しないことを求める改善事項につきましては、協議終了と整理されたところであります。

平成 26 年改選後の平成 27 年第 4 回定例会におきまして、市民の方から「青森市議会本会議場に国旗と青森市旗を掲揚することを求める請願」が提出されたことから、議会運営委員会に付託の上、審査したところ、不採択とすべきものと決し、本会議における採決においても同様に不採択と決しており、以後、国旗及び市旗の掲揚に関する協議は行われておりません。

次に、他都市の状況を御説明申し上げます。

お手元に配付いたしました資料 2 「議場内における国旗・市旗の掲揚について」をごらんいただきたいと思います。

まず、本市を除く 46 の中核市では、国旗・市旗の両方を掲揚しているのが 41 市、市旗のみを掲揚しているのが 1 市となっております。また、両方掲揚していないのが 4 市となっております。

次に、本市を除く東北県庁所在市では、5 市全てで国旗・市旗を掲揚しております。

また、本市を除く県内 9 市では、国旗・市旗の両方を掲揚しているのが 5 市、市旗のみを掲揚しているのが 1 市、両方掲揚していないのが 3 市となっております。

説明については以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、請願第 5 号について、お諮りいたします。

まず、請願第 5 号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、本請願について採決を行います。

請願第5号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○奈良岡隆委員長 可否同数と認めます。よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において本請願に対する可否を裁決いたします。

請願第5号については、委員長は採択すべきものと裁決いたします。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)